

## 防長国並 — 徳川將軍発給領知判物から —

吉田真夫

### はじめに

現在の山口県は、旧国名で言えば周防国と長門国からなる。今日でも、それらに起因する名称を目にすることが間々ある。例えば、「防長」や「長周」がそれにあたる。それぞれ、「周防」と「長門」の一字を取り出し、「防長」は「周防」を先、「長門」を後に、「長周」は「長門」を先、「周防」を後にして組み合わせた表記と理解できる（最近は、「長周」よりも「防長」が使われるケースが多いように感じる）。

これらは、山口県を旧国名で表現しようとした場合、「周防長門」としても、「長門周防」としてもよいことの一端を表していると言える。言い換えれば、「なぜ周防（または長門）を先に挙げるのか」について論理的に説明しようとすることは難しく、こうしたことは、往々にして慣習的なものかもしれない。

「周防長門」とすべきか、「長門周防」とすべきか。近世においてもどちらの表現を採るかについて物議を醸したことがあった。時は六代將軍徳川家宣の治世、將軍の代替わりごとに発給される知行宛行状（萩藩の場合は領知判物）の文面についてであった<sup>1</sup>。

全国的な表記基準に基づいて改変を迫る幕府と、これまでの慣習・先例を拠り所として現状維持を図ろうとする萩藩。本稿では、この時の領知判物発給の顛末を追い、「周防長門」との表現が、少なくとも徳川将軍が発給する領知判物の中で定まるに至った過程を見ていきたい。

### 一 徳川家宣による領知判物の発給

宝永六年（一七〇九）、五代将軍徳川綱吉の死去により、甥で養子となっていた徳川家宣が跡を継ぎ、将軍職に就いた。

翌宝永七年（一七一〇）十一月には「御朱印改」の担当が定まる。そのメンバーは、老中の本多正永（後病氣により免職。後任は大久保忠増）、奏者番の安藤重行・松平正久、林信篤、祐筆の飯高胤英などであった。

さて萩藩では、宝永八年（一七一〇）四月二十五日に正徳へ改元）四月三日、提出を求められていた萩藩主宛の歴代将軍発給の領知判物を、江戸留守居の栗屋就尚が安藤邸へ持参した<sup>③</sup>。その折、安藤と共に「御朱印改」の事務を掌る林から、栗屋と、栗屋に同行していた松田治右衛門に、次のような発言があったという。萩藩領である周防国と長門国について、周防国は長門国と比較して石高こそ多いが、毛利氏の居城は萩、すなわち長門国にある。また、領知判物の宛所も「長門侍従」と記される。居城地は「長門」にあること、宛所には「長門」が現れていること、また毛利氏はこの二ヶ国を一円支配していることから、判物への表記を「長門周防」と書き替えても何ら支障はないはずである。「周防長門」となっている理由は何かあるのか、と。しかもこの時、同席していた安藤も、林の主張をもっと

もなごと述べている。

その後松田に対しては、安藤の御用人・有賀金兵衛からも右とほぼ同じ内容の問い合わせがなされている。

この問題は將軍より下賜される領知判物の文言に関係することであり、国許へ問い合わせさせて確認すべきであるものその時間の猶予がないことから、江戸藩邸の栗屋や公儀人らが協議して回答することになった模様である。すなわち、「上口よりは周防にて候、長門ハ端にて御座候」と、地理的状况を根拠としつつ、それをさらに補強する材料として、①周防国は「上国」、長門国は「中之国」であること、②①のような違いから、常々「周防長門」と唱えていること、③②もあつてか、関ヶ原の戦いの後に家康から与えられた誓詞（起請文）にも「周防長門」と記されていること、④③の家康の誓詞にならない、歴代將軍から拝領する領知判物にも「周防」が先に「長門」が後に記されてきたことを挙げ、これらを江戸藩邸の共通見解として申し合わせた。

右に挙げた理由を携え、同月七日、松田は再び安藤宅を訪れた。対応に出た安藤の家臣・田生喜内に対し、松田は、去る三日の問い合わせ内容を話した上で、家康から拝領した誓詞以来、代々の將軍が領知判物に萩藩領を「周防」「長門」の順に記してきたことを踏まえ、今回も同様の順序で記載してほしいと求めた。

ここで、江戸で申し合わされた四つの根拠について見ておく。

①の周防が「上国」、長門が「中之国」という点について。これらは律令期の国の等級である。周防国と長門国では周防国が上位にあることから、等級の上位を先に、下位を後にしたと言うのである。近世当時、律令期に遡る国の等級が藩内での程度意識されていたかは不明であるが、少なくとも江戸藩邸内ではこのことを持ち出し、あわせてそれを②のように慣習の根元と位置付けた訳である。

次に③の家康の誓詞は、関ヶ原の戦い後、家康が毛利輝元・秀就父子に対して、兩名の身の安全を含めたその後の保証等を明示したものである。<sup>④</sup>その第一条には次の文言がある。

一、周防長門両国進置候事、

このように家康は「周防長門」と記している。なお、「御朱印改」に際して、萩藩ではその担当老中等にこの誓詞の写を実見させている。<sup>⑤</sup>この行為は、外様大名毛利氏が防長二ヶ国の領有を家康から承認されていることの証を示そうとしたと思われるが、ここでは「周防長門」の記載順序を明らかにする証拠として利用されている。

また、④の歴代将軍が発給した領知判物については、秀忠・家光・家綱・綱吉のものがある。それらを次に示す<sup>⑥</sup>（傍線筆者）。

【秀忠】

周防国貳拾万貳千七百八拾七石余、長門国拾六万六千六百貳拾三石余、都合三拾六万九千四百拾壹石<sup>別目録在事</sup>、宛行之了、可令全領知之状如件、

元和三年九月五日（花押）

<sup>（毛利秀就）</sup>  
松平長門守との

【家光】

周防国貳拾万貳千七百八拾七石余、長門国拾六万六千六百貳拾三石余、都合三拾六万九千四百拾壹石<sup>別目録在事</sup>、任去元和三年九月五日先判之旨、全可令領知之状如件、

寛永十一年八月四日（花押）

(毛利秀就)  
長門少将殿

【家綱】

周防国貳拾万貳千七百八拾七石余、長門国拾六万六千六百貳拾三石余、都合三拾六万九千四百拾壹石別目録在  
事、任元和三年九月五日・寛永十一年八月四日両先判之旨、充行之訖、全可領知之状如件、

(二六六四)  
寛文四年四月五日 (花押)

(毛利綱広)  
長門侍従との

【綱吉】

周防・長門兩國一円、高參拾六万九千四百拾壹石別目録在事、任元和三年九月五日・寛永十一年八月四日・寛文四年四月五日先判之旨、充行之訖、全可領知之状如件、

(二六八四)  
貞享元年九月廿一日 (花押)

(毛利吉就)  
長門侍従との

通覽のとおり、文言の異同はあるものの、いずれの判物も「周防」を先に、「長門」を後に記している点は一致している。加えて、領知目録が確認できる家綱時・綱吉時のものについても、当然に「周防」を先に、「長門」を後に記している。それぞれの領知判物発給時に「周防」と「長門」の記載順についてどの程度議論されたかの詳細は不明だが、少なくとも結果的には、代々の領知判物では、「周防」が先に、「長門」が後に記され、それが継承されてきたのである。

さて、先に述べた萩藩からの回答を受けた安藤は、代々の領知判物が「周防」を先に書いていることや、居城地・

萩が長門国にあることを理由に「周防」に先んじて「長門」を記すべきであるとの林の主張については、居城は移動することもあつて、林の原則に従えば、居城地が変更されるたびに判物の文言を変える必要が出てしまうとの認識を示す（故に、林の論に首肯できないということであろう）。加えて安藤は、家康の誓詞を「重キ御事」とし、林の同意をとりつけることは難しいのではないかとしながらも、「大方ハ御先判之通ニ可有御座候」と答えた。萩藩にとつては一応胸を撫で下ろせる回答を安藤から引き出すことに成功したと言える。

さて、「周防」を先に記して欲しいとする萩藩の説明と要望に対する右の回答はあくまでも安藤のものに過ぎず、四月三日の安藤邸において同席し、「長門」を先に記すよう主張していた林の耳にも入れなければならぬ。萩藩では林の許にいた萩藩士・小倉尚齋に申し含めて林の説得を命じ、その翻意をはかるのであつた。ところが林は、このたびの「御朱印改」は極めて念入りに行うよう命じられている、と前置きして、津藩藤堂氏の例を引き合いに、萩藩にも居城地・萩のある「長門」を先に記す順序の変更を重ねて主張した。

ここで林が挙げた津藩の例とは、次のようなものである。津藩藤堂氏の判物を改めたところ、「伊勢之内いか程、伊賀国一円」とあつた。しかし、居城地・津は伊勢国内にあるものの、津藩は伊勢国を一円支配しているわけではない。他方、伊賀国は一国全域を与えられ、かつ宛所も「伊賀侍従」とある。よつてこのたびは「伊賀一円、伊勢之内いか程」と改めた。転じて萩藩の場合、両国を一円支配していることから津藩とは同様ではないものの、居城所在国・「長門」を先に記し（しかもその「長門」は一円支配）、かつ宛所も「長門侍従殿」となれば「可然」だ、と。しかしこれに続けて、「権現様御誓紙」は大変重視すべきものであるので、再度寄合の席で検討したい、とも述べており、「周防」を先に挙げる先例踏襲にも含みを持たせている。

その後、松田がたびたび安藤の家臣・田生喜内と接触を重ねていく中で得られた情報によれば、同月二十六日の「御朱印改」の寄合の席上、安藤が、「権現様御誓紙」以来、歴代將軍の判物は「周防」を先に記していることから、このたびも先例通りにした方がよいと述べたところ、皆それに同意の様子であったという。

さらに後日、松田が再び田生と面談した際に、相違があつてはいけないということで、田生は幕府祐筆への確認も行い、「御朱印改」の作業動向へ注意を払っている。

こうして、萩藩の希望どおりに事が運ぶと思われていたのだが、翌正徳二年（一七二二）四月十九日、江戸城にて萩藩主毛利吉元が拝領した領知判物は次のとおりであった<sup>(8)</sup>（傍線筆者）。

長門国領長門・周防両国之地、都合三拾六万九千四百拾壹石事目録異載別紙、任元和以来之旧規、充行之訖、宜有領知之状如件、

正徳二年四月十一日（花押）

長門侍従との

結局、萩藩が「御朱印改」の関係者などと交渉し、最終的にはその寄合の席において萩藩の主張した「周防」を先とする表記も了承されていたのにもかかわらず、何らかの力が作用してその決定が覆り、「長門」が先に記された領知判物の発給となつてしまったのであった。この「力」を実証することは難しいが、將軍徳川家宣や、そのブレーンであつた新井白石の意向が大きく関与したのではないかとの推測は許されよう。特に新井は、「御朱印改」のメンバーではないにもかかわらず、諸大名への知行宛行状発給に先立つ正徳二年二月二十三日から二十五日までの間、知行宛行状の案文を「指上」げている。さらに知行宛行状発給の直前である四月朔日には、同じく家宣のブレーションである

間部詮房から、「御判物・御朱印写之入候箱二箱」が新井の許に届けられている。これらのことから、少なくとも家宣と新井のチェックを経てこの時の知行宛行状は発給されたとみてよいだろう。<sup>⑩</sup>この仮定に立てば、萩藩の領知判物の文面は、彼らの考える原則からはずれていることになるため、「御朱印改」の寄合での合意が覆ったのではなからうか。

加えて、知行宛行状発給に際して次のような一紙が発せられた。<sup>⑪</sup>

## 覚

前々被下候 御判物・御朱印ニは一円と有之候へ共、一円之文字俗語ニ付、此度之 御判物・御朱印一円之分  
えは一州之地、兩國之分は兩國之地と被成下候、且又郡一円と有之候えは幾郡之地と被成下候、

一、郡名文字、近來色々ニ認候由候、此度之 御判物・御朱印ニハ御吟味之上古來より之文字ニ被成下候事、

これによれば、知行宛行状（「御判物・御朱印」）に今まで使われてきた「一円」との文言を「俗語」と切り捨ててその是正を行うと共に、郡名を「古來之文字」へ戻して「正規」の表記を目指したと言う。学問に熱心であった家宣や、原則に忠実な新井の一面が端的に表れている。

こうして萩藩の願い空しく、この時の領知判物には「長門」が先に記されてしまったのである。

## 二 家宣後の領知判物

家宣発給の領知判物では、国を記す順序が、「長門」を先に「周防」を後にと書き換えられてしまった。所領域や

石高の変更はなく、紙に書かれた順序のこととは言え、萩藩は、次々代・徳川吉宗による領知宛行状発給時にその修正をはかるのだった<sup>(12)</sup>（七代將軍家繼による知行宛行状の発給はなし）。

この時萩藩が回復を目指したのは次の二点、「周防」を先に記す「国並」修正と、「一円」文言の復活である。この実現に向けて再び林と接触し、右の要望を申し入れた。林は、家宣時の領知判物発給には林の「所在ニ不任訳」もあったが、今回（吉宗時）は、案文の提出なども任されていることから、自分の存念通りにいくのではないか、との見通しを述べている。

その結果であろうか、吉宗が発給した領知判物は、萩藩の思いが叶ったものとなっている（傍線筆者）。

周防・長門兩國一円、高三拾六万九千四百拾壹石<sup>別目録在事</sup>、充行之訖、依代々之例、領知之状如件、

享保二年八月十一日（花押）

<sup>(毛利吉元)</sup>  
長門侍従との

見ての通り、萩藩が目指した「周防長門」の国並修正と、「一円」文言の復活という目的が達せられている。本稿に関わる部分では、「国並」、すなわち「周防長門」と国が書かれる順序が、再び旧来に戻されていることに着目したい。この後、萩藩に与えられた領知判物を見ると、吉宗の後を継いだ家重以後、代々の將軍が発給する領知判物は、吉宗の形式を継承し、「周防長門」となっている。結果的ではあるが、領知判物レベルでは、「周防」を先、「長門」を後とする表現がここで完全に定着したことになる。

## おわりに

以上、家宣の領知判物発給時における「防長国並」について見てきた。少なくとも、この時の江戸藩邸での見解では、「周防」を先に、「長門」を後にする言い方が、当時から慣習として定着していたこと、それ故論理的な説明を行うおうとする難解で、「上口」からの地理的条件や、律令期における国の等級をその根拠のひとつとして持ち出さざるを得なかった。こうした説明が苦しいことは明らかで、他所でも一律に当てはまるとは言えないだろう。「周防」を先にする言い方を説明しようとする場合には、政治的な思惑等は別とすれば、他の要因（推測の域を出ないが、例えば戦国期の太内氏がその居所を周防国の山口としていたことなど）からその理由を導き出した方がより自然だったかもしれない。

関ヶ原の戦い後、毛利氏が萩に移って百年余りが経過し、防長生まれの家臣がほとんどである中、「長門」にある萩を主君の居城として当然に認識しているのにもかかわらず、「周防長門」と、「周防」を先んじて言うことについて、彼らは特に違和感を持っていなかったであろう。そうした中で、唐突にその理由を尋ねられても答えに窮したことは容易に理解できる。しかも藩主不在の折、幕府からのある種一方的とも言える領知判物の「国並」変更への対応を迫られた萩藩江戸藩邸の苦悩は如何ばかりのものであったか。

本稿は「周防長門」という言い方を決定づけるものではない。ただ、近世の將軍発給領知判物という制約の中で、当該期、そうした言い回しに疑義が生じ検討した事例を見ることで、普段何気なく使っている表現を考える一助となったのではないかと思う。

註

- (1) 徳川將軍発給の知行宛行状を扱った主な先行研究は、大野瑞男「領知判物・朱印状の古文書学的研究―寛文印知の政治史的意義(一)―」(『史料館研究紀要』一三、一九八〇)、同「『領知判物・朱印状』再論」(『東洋大学文学部紀要』五三(史学科篇二五)、二〇〇〇)、藤井讓治「徳川將軍家領知宛行制の研究」(思文閣出版、二〇〇八)、藤實久美子「江戸時代中後期の『判物・朱印改め』について」(『学習院大学史料館紀要』一二、二〇〇三)、同「江戸時代中後期の領知判物・朱印および領知目録の授受儀礼」(『同』一三、二〇〇五)などがある。
- また、種村威史「寛文印知以降の領知朱印改めについて」(『国史学』二〇三、二〇一〇)は、本論でも触れる、家宣や吉宗が発給した領知判物、あるいは後掲註(11)の「覚」についても言及・分析されている。
- (2) 山口県文書館蔵毛利家文庫四三美目五五「正徳壬辰二年御判物御頂戴一事控」。徳川家宣発給領知判物については、特に断らない限りこの記録の記事である。
- (3) 国許では寄組の和智元周を責任者とし、二代將軍徳川秀忠から五代將軍徳川綱吉までの領知判物四通と、四代將軍徳川家綱と綱吉の「添目録」およびこれらの写を江戸に送っている。
- (4) 毛利家文庫三公統五五「秩入御什書」八の二「御判物写」所収、慶長五年(一六〇〇)十月十日付徳川家康起請文。
- (5) 老中らへの家康起請文の披見は、家康起請文に添えて出された井伊直政の起請文(慶長五年十月十二日付)と共に行われた(ただし写である)。徳川家宣時の場合、正徳元年五月九日に老中井上正岑、同二十日には「御朱印改」を担った大久保忠増に披見させている。
- なお、吉宗時には起請文の披見を申し出るが必要ないと断られ、家重以降については、管見の限りそうした申し出を行った形跡は見られない。
- (6) 前掲註(4)。既出の徳川家康ならびに井伊直政の起請文や、歴代將軍の領知判物および領知目録は、『山口県史料編 近世3』(山口県、二〇〇一)に採録されているので、あわせて参照されたい。

(7)「宗国史」(上野市古文献刊行会、一九七九)。津藩藤堂氏は伊賀国一円と伊勢国その他を合わせて都合二七万石余を領した藩である。藤堂氏に与えられた領知判物の内、家網・綱吉・家宣・吉宗のものを次に示す(伊賀国および伊勢国以外の記載は中略とする)。

【徳川家綱領知判物】

伊賀国 拾万五百四拾石

伊勢国 安濃 一志 奄芸 鈴鹿 河曲 三重

飯野 多気八郡之内拾七万四百拾石余

(中略)

都合三拾貳万三千九百五拾石余別目録在事、紙在、如前々充行之

訖、全可領知之状如件、

寛文四年四月五日

花押

(藤堂高次)  
伊賀侍従との

【徳川綱吉領知判物】

伊賀国一円、伊勢国安濃郡并一志郡之内八拾五箇村・

奄芸郡之内三拾五箇村・鈴鹿郡之内拾箇村・河曲郡之

内拾箇村・三重郡之内貳拾三箇村・飯野郡之内貳拾九

箇村・多気郡之内貳拾箇村(中略)、高三拾貳万三千九百五拾石余別目録在事、紙在、内五万石藤堂佐渡守・三千石藤堂(高堅)圖書可進退之残貳拾七万九百五拾石余充行之訖、全可領知之状如件、

貞享元年九月二十一日

花押

(藤堂高心)  
伊賀侍従との

【徳川家宣領知判物】

伊賀国領、伊賀一州之地、伊勢国安濃郡并一志・奄芸・

鈴鹿・河曲・三重・飯野・多気七郡之中貳百拾貳箇村

(中略)、都合三拾貳万三千九百五拾石余、此内五万三

千石藤堂(高堅)備前守分知事別目録在事、紙在、依寛文以来之旧規充行之

訖、宜有領知之状如件、

正徳二年四月十一日

花押

(藤堂高敏)  
伊賀侍従との

【徳川吉宗領知判物】

伊賀国一円、伊勢国安濃郡并一志郡之内八拾五箇村・

河曲郡之内拾箇村・安芸郡之内三拾五箇村・鈴鹿郡

之内拾箇村・三重郡之内貳拾三箇村・飯野郡之内貳拾

九箇村・多気郡之内式拾箇村（中略）、高三拾貳万三千九百五拾石余（藤室高敏）、内五万三千石藤堂主水正可進退之残式拾七万九百五拾石余允之訖、依代々之例領知之状如件、

享保二年八月十一日 花押

（藤室高敏）  
伊賀侍従との

四点を一覧すると、本文において林が述べたという、「伊勢」を「伊賀」の先とした記述は見られない。いずれも一円を領する伊賀国を先に、城地ではあるがその国の一部のみを有する伊勢国を後に記している。よって林が「此度之御判物は伊賀国一円、伊勢之内い、か程と被成遣可然」と、あたかも家宣の領知判物が改変を加えたかのようなことはこれらを見る限り正確ではなく、林がこのような説明を行ったと記録された理由は不明である。

ただし、林が一貫して主張している、「一円支配している国」や「宛所に表出する国」を先に記載するという原則には合致している。

(8) 毛利吉元は、朝鮮通信使への対応のため、参勤期日が延

引し、正徳元年十月に江戸へ着いている。

(9) 大日本古記録『新井白石日記』下（東京大学史料編纂所編、岩波書店、一九五三年）。前掲註（2）の記録では、新井は「御朱印改」のメンバーに入っていない。

(10) 例えば、宮崎道生『新井白石の研究増訂版』（吉川弘文館、一九五八年、再版一九六九年）所収「宝永武家諸法度の起草」によれば、当該武家諸法度について、「一旦は林信篤に起草の下命があつたにも拘らず、それが満足すべきものではなく、「改めて白石に命が下ること、なつた」という。家宣と新井が意見交換しながら幕府の発する重要文書の文面が練られたことを知る例で、当該期の知行宛行状発給事情を考える上で示唆的である。

なお、前掲註（1）種村氏論文では、筆者以上に当該知行宛行状発給における新井の強い関与が述べられている。

(11) 前掲註（4）「正徳二年辰五月六日、安藤右京亮殿御渡候大久保加賀守殿より被差出御書附写」。なお、「文昭院殿御実紀卷十四」（『徳川実紀第七篇』吉川弘文館、一九六五年）正徳二年四月二十八日条によれば、この日、各国郡名

の誤りを正すよう下命があり、一七ヶ国で修正が行われたという。

なお前掲註（一）種村氏論文では、当該「覚」について詳細に論じられている。

（12）毛利家文庫四三美目五六「御判物頂戴控」。徳川吉宗発給領知判物については、特に断らない限りこの記録の記事である。